## 大阪市規則第96号

大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市営住宅条例施行規則(平成9年大阪市規則第61号)の一部を次のように改正する。 次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)を加える。

改正後			改正前			
別表第2(第28条の2関係)				別表第2(第28条の2関係)		
	名称	位置			名称	位置
	[略]				[同左]	
	[略]	[略]			[同左]	[同左]
	[矢田中一	[略]			[矢田中一	[同左]
	4]				4]	
	<u>矢田中-5</u>	矢田6丁目			[新設]	
	[略]	[略]			[同左]	[同左]
	[略]				[同左]	

備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線 は注記である。

附則

この規則は、令和7年9月24日から施行する。